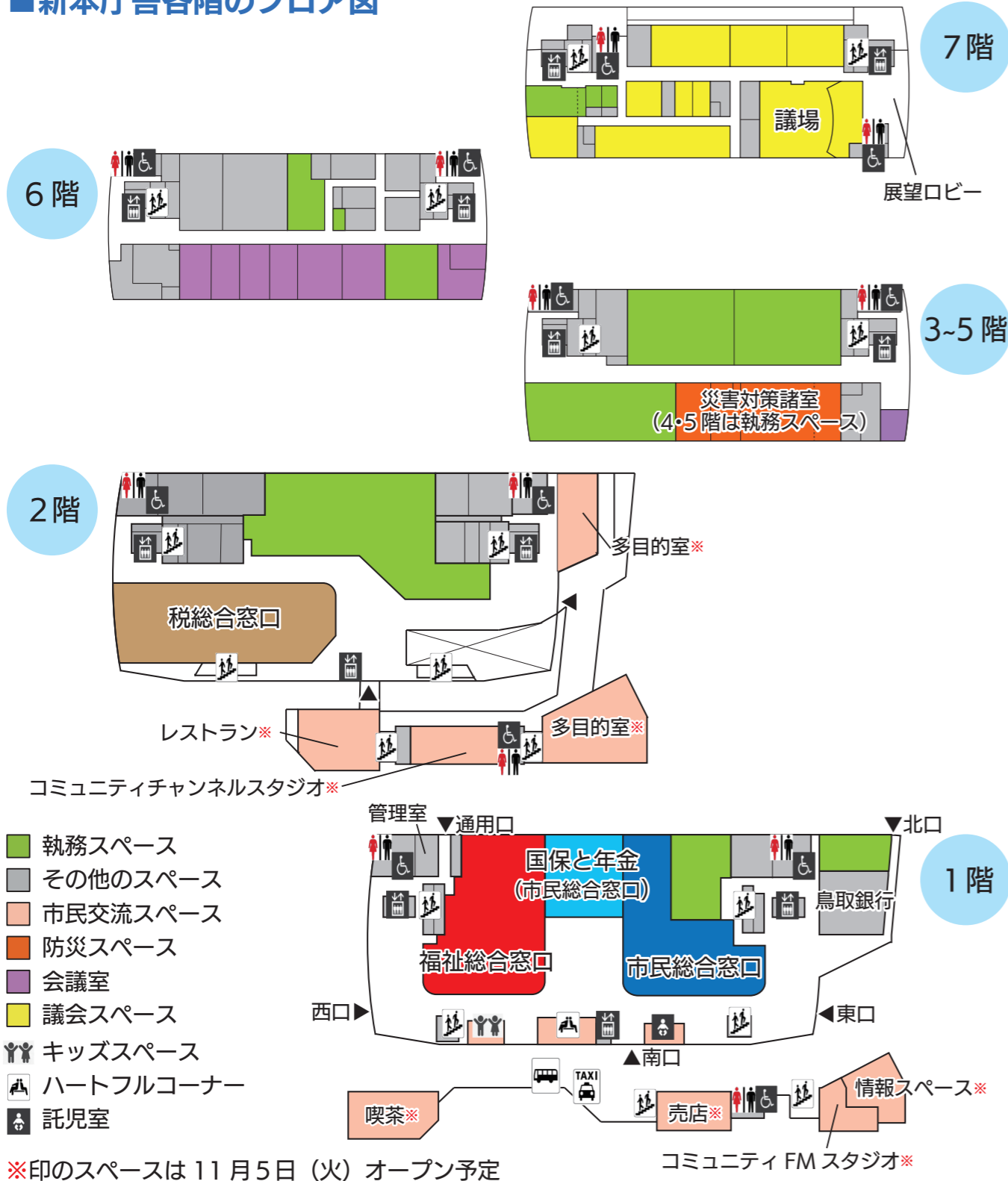






## ■新本庁舎各階のフロア図



※印のスペースは11月5日(火)オープン予定

### ～移転した部署へのお問い合わせについて～

移転した部署については、現在の直通電話番号は廃止されます(移転後に各部署の直通番号に電話をされた場合は、コールセンターにおかけ直しをお願いする音声案内をさせていただきます)。お問い合わせはコールセンターでお答え、または担当部署へおつなぎしますのでお電話は鳥取市コールセンターへおかけください。

☎鳥取市コールセンター  
【TEL】0857-22-8111  
【FAX】0857-32-2170  
【e-mail】tori-call@city.tottori.lg.jp

年中無休

平日：午前8時～午後7時  
土日祝：午前9時～午後5時

## ■部署ごとの移転スケジュール

新本庁舎			旧庁舎	
階	部署名	業務開始日	庁舎名・階数	業務終了日
7	議会事務局	10/28	本庁舎5階	10/25
6	職員課	10/28	本庁舎2階	10/25
	監査委員事務局	11/5	福祉文化会館5階	11/1
5	建築住宅課 (学校建設係 施設建設係) 建築指導課 道路課 都市環境課 都市企画課 交通政策課 中心市街地整備課	10/28	本庁舎1・2階	10/25
	教育総務課 校区審議室 学校教育課 学校保健給食課 文化財課 生涯学習・スポーツ課	11/5	第二庁舎3・4階	11/1
4	財産経営課 (財産政策第一係 地籍調査係) ※1 資産活用推進室 ※1 庁舎整備局 ※1	9/24	駅南庁舎3・5階	9/20
	財産経営課 (財産政策第二係)	11/5	本庁舎1階	11/1
	指導監査室	10/15	駅南庁舎地下	10/11
4	行財政改革課 男女共同参画課 人権推進課	10/21	本庁舎2・4階	10/18
	企業立地・支援課 観光・シオパーク推進課 経済・雇用戦略課 農村整備課 林務水産課 農業委員会事務局 農政企画課 検査契約課	11/5	第二庁舎 1・2・5階	11/1
	公文書管理室	11/5	本庁舎4階	11/1
3	選挙管理委員会事務局	11/5	福祉文化会館2階	11/1
	情報政策課 ※1	9/24	駅南庁舎3階	9/20
	危機管理課 秘書課 政策企画課 創生戦略室 広報室 文化交流課 総務課 鳥取県市長会 鳥取県市町村振興協会	10/21	本庁舎3・4階	10/18
2	税総合窓口 (市民税課 固定資産税課 徴収課 債権管理課) 鳥取市消費生活センター	10/15	駅南庁舎1階	10/11
	生活環境課 建築住宅課 (住宅係 住宅建設係) 協働推進課 市民総合相談課 地域振興課	10/15	本庁舎1・3階	10/11
	環境・循環推進課 (移転後は「廃棄物対策課」に変更予定)	10/15	鳥取県東部庁舎4階	10/11
1	市民総合窓口 (市民課) 国保と年金 (保険年金課) 福祉総合窓口 (地域福祉課 障がい福祉課 長寿社会課 こども家庭課 鳥取中央地域包括支援センター)	10/15	駅南庁舎1階	10/11
	生活福祉課 出納室 市民総合窓口 (旧市民課証明コーナー ※2)	10/15	本庁舎1階	10/11

※1 これらの部署は開庁準備のため早期に移転します。9/24(火)～10/11(金)の間にお訪ねの際は、新本庁舎北側の通用口から入り、右手の管理室へご用件をお伝えください。車でお越しの際は来庁者用駐車場をご利用ください。

※2 現本庁舎の市民課証明コーナーは、10/11(金)の午後5時15分で終了します。時間外窓口業務は、10/12(土)～10/14(月・祝)は休業し、10/15(火)以降は、市民総合窓口で業務を引き継ぎます。



# 情報ひろば 9月



## 長寿社会課からのお知らせ

各総合支所市民福祉課 (8ページ) 各地域包括支援センター (8ページ) 【①高齢者への日常生活用具購入費助成】 容 次の全ての条件に該当する人に対し、安全に日常生活を送るために必要な生活用具を購入する費用の一部を助成。 対 ▽対象者：●おおむね65歳以上でひとり暮らしの高齢者 ●認知症または身体機能の低下により防火などへの配慮が必要な人 ●市民税が非課税の世帯 ▽対象品目：電磁調理器(1台)、自動消火器(2台まで)のどちらか1品目 額 電磁調理器(助成対象額3万円まで)、自動消火器(助成対象額2万円まで)の助成対象額のうち、10分の9に相当する額 ※申請には印

凡例 時 日時 所 場所 容 内容 募 募集期間・方法 受 受付 対 対象 案 条件 員 定員 数 数量 額 支給・助成額など 料 料金

【②認知症介護家族の集い】 時 9月13日(金) 10:00~12:00 所 ささづか会館(富安二丁目) 容 認知症の問題や介護の悩みなどの情報交換をしながら交流をする場 料 無料 認 認知症に関する相談は各地域包括支援センターや次の各センターでも受けています。 認 認知症コールセンター(認知症の人と家族の会鳥取県支部) 毎週月~金 10:00~18:00 0857-37-6611 認 認知症疾患医療センター(渡辺病院) 0857-39-1151

【家族介護者の集い「スマイル・スマイル」】 時 9月21日(土) 10:00~12:00 所 ささづか会館1階アクティブとつとり 対 家族介護者または介護に関心のある人 容 「訪問マッサージの日常生活での関わり方」▽講師：フレアス在宅マッサージ 料 2000円(活動協力金) ※当日参加可能 問 スマイル・スマイル事務局(長寿社会課内) 0857-20-3453

【障がい福祉課からのお知らせ】 0857-20-3404

0857-20-3475 (①・②) 0857-20-3474 (③) 0857-20-3406

各総合支所市民福祉課 (8ページ) ①・② 各地域包括支援センター (8ページ) ③

【①障がい者(児)への補装具の購入・借受け・修理費助成】 容 身体障がいを補うための盲人安全杖、義眼、義手、義足、車椅子などの補装具の購入・修理費用 対 身体障害者手帳をお持ちの人、難病などの診断を受けている人 額 判定された補装具の購入・修理にかかる基準額の9割を助成 ※所得に応じて負担上限額あり

【②障がい者(児)への日常生活用具の購入費助成】 容 在宅で重度の障がいのある人に対し、安全に日常生活を送るための盲人用時計・特殊マットなどの生活用具の購入費用を助成 ※障がいの種類・等級により、給付できる品目は限られます。 額 購入額の10分の9を助成 ※基準額を超えた部分は自己負担

【③法定後見の市長申立】 成年後見制度は、認知症や知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が

不十分な人の権利を守るため、親族などの申立により家庭裁判所が選任する後見人などが、預貯金の管理や日常の契約行為などを本人に代わって行う制度です。親族などによる支援ができない人や身寄りのない人については、市長が申立を行います。

国土交通省では、屋外広告物の適正化を一層推進するため「屋外広告物適正化旬間」を設定し、企業や国民に対して意識啓発を図る機会としています。本市も、良好な景観の形成と公衆に対する危害の防止を目的に、広告物の設置についての基準を定めています。

屋外広告物を設置している人や、設置場所を提供している人は、適正な広告物の管理にご協力をお願いします。

本庁舎都市環境課 0857-20-3271 0857-20-3048

【お知らせ】 ご注意ください 屋外広告物のルール 9月1日~10日は屋外広告物適正化旬間です

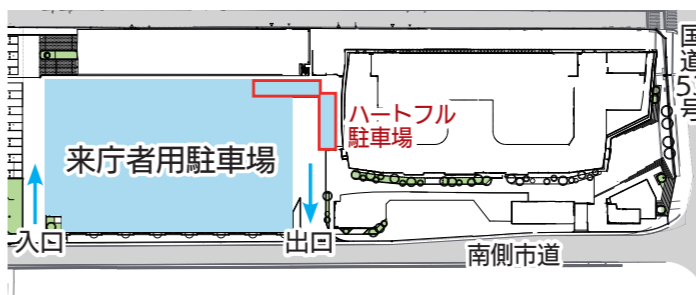
## ■新本庁舎の場所と交通手段



JR利用の場合 「JR鳥取駅」下車 南口から徒歩5分 100円循環バスくる梨の場合 「市役所前」下車 徒歩1分 10月1日以降の全コース(赤・青・緑) 路線バスの場合 「年金事務所前」下車 徒歩3分 日ノ丸バス 用瀬、智頭(一部市立病院経由)、柘原 日交バス 市立病院、八坂倉田、津ノ井倉田循環、桜谷面影循環

自動車の場合 来庁者用駐車場 200台(うちハートフル駐車場12台)をご利用ください。出入り口は南側市道です。新本庁舎駐車場は有料時間貸駐車場となりますが、手続きなどで来庁の際は、窓口で駐車券をご提示いただくと下表のとおり駐車料金の無料処理を行います。

## ■新本庁舎拡大図



該当者	無料処理
庁舎に手続きなどの用務がある人	無料 (ただし手続きなどに要した時間に限り)
多目的室、情報スペースの利用者	最初の3時間無料
庁舎に用務がない人	無料処理なし

※駐車場は10月15日にオープンします

## ■新本庁舎の主な特徴

### 防災機能の強化

- 免震構造の採用や敷地のかさ上げ、非常用発電機の屋上配置などにより、大地震や浸水が起こった時でも市の業務を継続し、災害対策活動や行政機能を維持します。
- 防災の要となる災害対策本部は、特別職諸室がある3階に設置し、テレビ会議やライブカメラなどの防災システムを備えることで、正確な災害情報を発信し、市民のみなさんを災害から守ります。



地震の揺れを吸収する免震オイルダンパー



屋上に設置した非常用発電機

### 市民サービス機能の強化

- 1・2階に市民のみなさんの利用の多い手続きを集約した市民、福祉、税の総合窓口を配置し、わかりやすくスムーズに必要な手続きが行える窓口とします。
- 来庁される交通手段ごとに出入り口を分けることで、車と歩行者の動線を分離し、安全性を高めます。
- キッズコーナー、託児室などを配置するとともに、各階に2カ所以上の多目的トイレを設置するなど、誰もが安心して快適に利用できる庁舎とします。



託児室などを備えた明るいロビー(イメージ)



聴覚障がい者に災害などを伝える表示灯をトイレなどに設置



多目的トイレ(イメージ)



案内記号などを使ったわかりやすいサイン